

(別紙) 重要事項説明書 (料金表) 令和 8 年 6 月 1 日～変更

介護保険給付・介護予防給付の自己負担額 (1 日当たり)

(単位: 円)

		介護区分	1 割負担	2 割、3 割負担
介護度	介護予防	要支援 2	<u>7 4 9</u>	総合計の 2 割、3 割負担
	介護保険	要介護 1	<u>7 5 3</u>	
		要介護 2	<u>7 8 8</u>	
		要介護 3	<u>8 1 2</u>	
		要介護 4	<u>8 2 8</u>	
		要介護 5	<u>8 4 5</u>	
・ 初期加算 入居した日から起算して 3 0 日間		3 0 / 日		
・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護福祉士の配置状況が 6 割を超えたことにより加算		1 8 / 日		
・ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、サービスを適正かつ有効に提供するために必要な情報を活用している		4 0 / 月		
・ 看取り介護加算（Ⅰ）（対象者） 所定の条件のもと看取りを行い入居者が死亡した際、次のように算定	死亡日以前 3 1 ～ 4 5 日	7 2 / 日		
	死亡日以前 4 ～ 3 0 日	1 4 4 / 日		
	死亡日前日 及び前々日	6 8 0 / 日		
	死亡日	1 2 8 0 / 日		
・ 退居時相談援助加算（対象者） 退居に際し所定の条件を満たして事業者が相談援助を行うことにより算定		4 0 0 / 回 (1 回のみ)		
・ 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ 看護師の配置等設置基準を満たしたことによる算定		<u>3 7</u> / 日		
・ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 通所リハビリ事業所等と共同して計画書作成、サービス提供した場合		2 0 0 / 月		
・ 口腔・栄養スクリーニング加算 利用者の栄養状態を確認し管理栄養士、介護支援専門員へ文書により共有した場合		2 0 / 回 (6 ヶ月に 1 回)		

・栄養管理体制加算 管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合	30／月	
・口腔衛生管理体制加算 歯科医師より指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアの技術的助言や指導を行った場合	30／月	
・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の利用者が1/2以上いる場合等	3／日	
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合	10／月	
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 介護区分別単価と各種加算の合計に、22.8％を乗じた額	月	